

財政的援助団体等監査

( 1 ) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成 2 6 年 2 月 2 8 日発行 ( 山梨県公報号外第十号 ) 山梨県監査委員告示第二号のとおり

( 2 ) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会
所 管 部 局	企画県民部
監査実施日	平成25年9月18日、10月23日
監査の結果	講じた措置 ( 又は今後の方針等 )
<p><b>( 指導事項 )</b></p> <p>1 定款第5条の記述が、「公益目的事業」とすべきところ「公益事業」に、また、「前条第1項各号」とすべきところ「その他前各号」となっていた。</p> <p>2 財務諸表の注記には重要な会計方針として引当金の計上基準を注記しなければならないが、貸倒引当金の計上基準について、法人の定めがなく、注記がされていなかった。また、附属明細書には引当金の明細を表示しなければならないが、賞与引当金の明細について、附属明細書が作成されていなかった。</p> <p>3 財務規程では耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具器具及び備品については、固定資産台帳を備えて管理することになっているが、ネットワーク機器について固定資産台帳の作成及び登載がなかった。また、定額法による減価償却が行われていなかった。</p> <p>4 郵便はがきの期末残高が貸借対照表に資産として計上されていなかった。( 県民会館特別会計 )</p> <p>5 郵便切手類受払簿に郵便はがきについての受払いの記載がなかった。( ぴゅあ総合 )</p> <p>6 ガソリン等の単価契約について          ( 1 ) ぴゅあ総合分の単価契約書に予定数量の記載がなかった。          ( 2 ) ぴゅあ峡南分の単価契約書に予定数量の記載がなかった。また、契約保証金を免除していたが、財務規程第26条第1項により記載すべきとされている違約金に関する事項の記載がなかった。          ( 3 ) ぴゅあ富士では、支出負担行為伺いを行わ</p>	<p>1 今後、適切な記述となるよう定款の修正を行う。</p> <p>2 注記記載を直した。今後は貸倒引当金の注記をする。内部基準についても検討する。今後は附属明細書として賞与引当金の明細を作成する。</p> <p>3 ネットワーク機器について固定資産台帳に登載するとともに、平成 25 年度に固定資産として計上し減価償却を行った。</p> <p>4 郵便はがきの期末残高の確認を徹底するとともに、貸借対照表の貯蔵品として資産計上する。</p> <p>5 郵便切手類受払簿にはがきの項目を作り、記載を行った。</p> <p>6 ガソリン等の単価契約について          ( 1 ) 単価契約書に予定数量の記載を必ず行う。          ( 2 ) 単価契約書に予定数量の記載を必ず行う。また、違約金に関する事項の記載も必ず行う。          ( 3 ) 今後は支出負担行為伺い及び契約書の</p>

<p>ずに、また、契約書を取り交わさずにガソリンの納入を受け、支出を行っていた。</p> <p>7 生涯学習センターの複写機の複写サービスに関する契約について  (1) 契約書に複写枚数に係る予定数量の記載がなかった。  (2) 契約保証金を免除していたが、財務規程第26条第1項により記載すべきとされている違約金に関する事項の記載がなかった。  (3) 支出負担行為伺いの限度額の算出に誤りがあった。</p> <p>8 登記事項証明書請求のための印紙代の現金支払いにおいて、財務規程第21条の資金前渡によらず、職員が立替払いをしていた。</p>	<p>取り交わしを必ず行う。</p> <p>7 生涯学習センターの複写機の複写サービスに関する契約について  (1) 契約書に予定数量の記載を必ず行う。  (2) 契約書に違約金に関する記載を必ず行う。  (3) 支出負担行為伺いの限度額の算出を正しく記載する。</p> <p>8 今後は資金前渡により処理を行う。</p>
---	---

監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学	
所 管 部 局	総務部	
監査実施日	平成25年8月27日、10月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b></p> <p>1 大学所蔵の図書館資料について、年1回の蔵書点検の結果と図書資産台帳との差異については、亡失したものとして図書資産台帳から除籍した上で貸借対照表に計上していたが、図書館資料管理要項第10条に定める資産管理責任者の除籍の決定が行われていなかった。</p> <p>2 減価償却明細表の未償却額合計額と貸借対照表が一致していなかった。</p> <p>3 長期の授業料未収金が次のとおり認められた。  平成23年度以前の授業料未収金  （決算日現在） 1,696,200円</p> <p>4 物品管理規程第6条の規定による物品の検査及び物品管理責任者への報告が行われていなかった。</p>	<p>1 図書館資料管理要項第10条の規定に基づき、適正な手続きを行うよう資産管理責任者（図書館長）等に徹底した。</p> <p>2 資産の明細は、財務会計システムで自動計算して試算表に反映できる機能があるが、決算作業の際に手計算したものを試算表に入力していたため、システム上の資産明細と差が生じていたが、資産明細表と試算表が一致するようシステムの改修を行った。</p> <p>3 未納者に督促を行ったところ、平成25年度末で803,700円が収入となった。  残りの未納者に対しては、引き続き納付するよう督促を行う。</p> <p>4 年末から備品及び管理物品の実査を行い、備品及び共用部分の管理物品については完了した。  なお、教員の研究室にある管理物品については、教員との日程調整が必要なため、</p>

	一部未了のものがあるが、平成26年7月までに完了する予定である。
<p><b>(意見)</b></p> <p>1 預金が全て金利の発生しない普通預金となっている。資金繰り等を考慮する中で、定期預金などによる運用を検討されたい。</p> <p>2 大学は、県が示した6年間（平成22年度～平成27年度）における中期目標を達成するため、中期計画及びそれに基づく年度計画を策定し、その推進に取り組んでいる。</p> <p>公立大学法人に移行後3年目となる平成24年度の業務実績に関する評価結果として、山梨県公立大学法人評価委員会において、「全体としてほぼ順調に中期計画及び年度計画の達成を目指して業務が実施されている」と評価されている。</p> <p>一方、大学を取り巻く状況は、急速な少子化の影響による学生の確保が重要な課題となっている。地域の発展に寄与することを使命とする大学として、優秀な志願者の確保や持続的な人材育成に更に努められるとともに、引き続き中期計画の着実な推進に取り組まされたい。</p>	<p>1 役員会で検討を行ったが、預金金利が極めて低いこと、年度内の運用期間が短期間であったことなどから、平成25年度は安全性を重視し、決済性預金での預金の管理を継続することとした。</p> <p>2 県が策定した中期目標を達成するために、その中期目標期間において、教育・研究・地域貢献・業務運営の改善等に関して123項目の中期計画を策定した。</p> <p>その123項目の中期計画を達成するために、各年度で実施する年度計画を毎年度策定し、実行している。</p> <p>これまで、平成22年度～24年度の年度計画の実施状況について、山梨県公立大学法人評価委員会の評価を受け、中期目標を達成するための着実な取組みが進められていると評価されており、中期計画を順調に実施していると考えている。</p> <p>今後も、中期計画の着実な推進に取り組むとともに、建学の理念である「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」を体現すべく、教職員が一丸となって取り組んでいく。</p>

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構	
所管部局	福祉保健部	
監査実施日	平成25年10月1日～2日、11月14日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
<p><b>(指摘事項)</b></p> <p>平成23年4月から平成24年5月までの医師等招へい謝金(医師1名分、合計220万円)について、医師等招へい事業実施要綱第3条に定める事前手続き及び第4条に定める事業執行の確認がされなかったため未払いとなっており、平成24年6月に一括して当該謝金の支払いがされていた。また、当該謝金のうち平成23年度分の196万円については、平成23年度において未払金計上されず、結果として平成24年度決算において過年度損益修正損として支出されていた。(中央病院)</p>	<p>平成21～24年度にアレルギー・リウマチ内科へ正規医師の欠員補充として、民間診療所から医師1名を週1回招へいしていたが、平成24年6月に平成23年4月以降の謝金が支払われていないことが判明した。</p> <p>電子カルテ履歴より確認したところ、未払いとなった謝金は、平成23年4月から平成24年5月まで、55回分・220万円であった(うち平成23年度分196万円)。</p> <p>(謝金単価4万円/回)</p> <p>招へい申請者である中央病院アレルギー・リウマチ内科の副科長(当時)に事情を</p>	

	<p>聞いたところ、年度当初に事務局に招へい計画書(「医師等招へい年間計画書」)を提出したので、これにより謝金支払いに係る全ての手続きが済んだものと思い込んでいた。</p> <p>このため、招へいする月毎に事務局へ提出することとなっている「医師等招へい申請書」及び招へいされた医師が診療後に提出することとなっている「勤務状況確認書」が事務局に提出されていなかった。</p> <p>「医師等招へい事業実施要綱」では、招へいする月毎に「医師等招へい申請書」を、招へいした日毎に「勤務状況確認書」を総務課へ提出することになっているが、平成23年4月より遡ってすべての書類の提出を求めた場合、招へい医師に相当の負担をかけることになるため、招へい実績 覧表に副科長(当時)と招へい医師の署名(又は押印)を求めることにより謝金を支払うこととした。</p> <p>再発防止策としては、院内へ要綱の周知徹底を行うとともに、定期的に機構内の電子掲示板である“インフォメーション”にて、「医師等招へい申請書」と「勤務状況確認書」の提出を求めている。</p>
<p>(指導事項)</p> <p>1 郵便切手を貯蔵品として769,390円計上しているが、正しくは667,360円であり、102,030円過大計上となっていた。また、270円切手が467枚、350円切手が742枚と大量にあったが、監査対象期間中には使用実績がなかった。</p> <p>2 中央病院駐車場の整備及び維持管理をPFIにより行っているが、実質的な借入金である長期PFI債務について残高証明書を入手していなかった。</p> <p>3 役員退職慰労引当金において、役員退職手当規程では、役員退職金は在職期間1年につき、その者の基本報酬月額に100分の84を乗じた額となっているが、100分の84を乗じない額で計算されており、571,200円の過大計上となっていた。</p>	<p>1 管理簿の記載に誤りがあり、貸借対照表の貯蔵品が過大計上となっていた。このため管理簿の訂正を行った。また、270円切手及び350円切手については、選挙等で使用する予定で購入したものであるが、使用量が見込みを下回ったため、現在大量に保持している状態となっている。当該切手については、今後使用していく。</p> <p>2 残高証明書を取得し、確認した。</p> <p>3 退職金の支給基準見直しのため、役員退職慰労金も見直されたが、年金数理人((株)IICパートナーズ)による計算を行わなかった。正式な計上額は、平成25年度に一般職員の退職給付引当金とともに年金数理人による計算を依頼することとした。</p>

<p>4 たな卸し資産の評価方法について、財務諸表の注記では最終仕入原価法となっているが、先入先出法で行われていた。(北病院)</p> <p>5 長期の医業未収金が次のとおり認められた。平成23年度以前の患者一部負担金(決算日現在)321,952,088円</p> <p>6 予算執行表の支出予算の項又は目の科目において、執行額が予算額を超えているものがあり、実質的に支出予算の各項又は各目の金額が流用されていたが、会計規程第14条第2項又は第3項に規定する予算流用申請書の作成及び理事長の決定がされていなかった。</p> <p>7 所得税の源泉徴収において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1)平成25年1月1日以降に開催された研修会の講師謝金について、復興特別所得税が源泉徴収されていないものがあった。 (中央病院、北病院)</p> <p>(2)委員会の委員に対する謝金について、給与所得として源泉徴収がされておらず、所得税法第204条による報酬・料金等として源泉徴収されていたものがあった。(北病院)</p>	<p>会計監査人(新日本有限責任監査法人)と協議し、見直し額が少額のため問題はない旨了承を得ている。</p> <p>4 平成25年度決算からは、北病院についても最終仕入原価法に改める。</p> <p>5 平成23年度以前の患者一部負担金の未収金(H26.2.28末現在) 293,171,316円(28,780,772円回収済) 今後も適時、文書等で督促するが、支払がなされない場合、弁護士事務所と委託契約を締結している未収金回収業務委託により引き続き未収金残額の低減を図る。 また、平成25年度不納欠損処理として、38,896,369円を実施する予定。(これにより平成25年度末残高は、254,274,947円(予定)。)</p> <p>6 今後、他の地方独立行政法人の処理方法等を確認したうえで、現状の事務処理に沿うよう規程改正を行う等の検討を進めていく。</p> <p>7 所得税の源泉徴収の誤りについて</p> <p>(1)平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設され、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなった。 これにともない、研修会の講師に対する謝金を支払う際に、基準所得税額(10%)に復興特別所得税額(2.1%)を合わせて源泉徴収する必要があったが、一部で復興特別所得税額を源泉徴収していない事例があった。 今後は、適正に処理をしていく。</p> <p>(2)今後は、「給与所得の源泉徴収税額表」の月額表に基づき所得税を計算し源泉徴収を行う。 既に10%の所得税を源泉徴収していたものについては、遡って正しい支払額及び納税額となるよう修正を行った。</p>
--	---

<p>(3) 弁護士報酬支払い時に所得税の源泉徴収をしていないものがあった。(北病院)</p> <p>8 小口現金出納簿において、郵便局での払い込みのために銀行預金口座から引き出した現金の受払が記載されていなかった。(中央病院)</p> <p>9 JR使用の出張において、往復同一区間でかつ片道601km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていなかった。(北病院)</p> <p>10 清掃業務委託契約書に会計規程第43条に規定する契約保証金に関する条項が記載されていなかった。(北病院)</p>	<p>(3) 弁護士に対する裁判費用については、委託契約に基づく委託料で支出していたため源泉徴収は不要と考えていたが、今後は適切に処理していく。</p> <p>8 銀行預金口座で小口現金を引き出し、そのまま郵便局に持参して振り込みを行う場合、出納簿には記載していなかったが、受け払いを出納簿に記載していくこととした。</p> <p>9 既支払分について修正した。今後は適正な旅費算定が行われているか確認を徹底する。</p> <p>10 今後、契約書作成時には契約保証金の条項を含めるよう徹底する。</p>
<p>(意見)</p> <p>病院機構は、県が示した5年間(平成22年度～平成26年度)における中期目標を達成するため、中期計画及びそれに基づく年度計画を策定し、その推進に取り組んでいる。</p> <p>地方独立行政法人に移行して3年目であり、また、中期計画の中間年となる平成24年度の業務実績に関する評価結果として、山梨県立病院機構評価委員会において、「平成24年度における中期計画の実施状況は順調である」と評価されている。</p> <p>病院機構は、救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療の充実、精神科救急・急性期医療など、県の基幹病院としての政策医療の確実な実施と、質の高い医療を提供することが求められている。引き続き中期計画の着実な推進に取り組まれない。</p> <p>なお、今回の監査結果において、医師等招へい事業に係る謝金について、事業実施要綱に定める手続きが行われなかったことを指摘した。同要綱は、過去において病院職員(当時)による同謝金の着服事件が発覚した際に、再発防止策の一つとして策定されたものであり、その防止策が、一部とはいえ機能していなかったことは極めて遺憾である。</p> <p>迅速かつ適正に改善を図り、県民の信頼を損なうことのないよう対処されたい。</p>	<p>中央病院では、平成24年4月からドクターヘリの運航を開始し、平成25年1月から通院加療がんセンターを開所した。これにより、より充実した救命救急医療の提供を実現するとともに、増加する外来化学療法患者のニーズに的確に対応することが可能となった。</p> <p>また、北病院では、精神科救急入院料病棟、思春期病棟等の増改築に着手し、精神科救急・急性期医療などの充実を図っている。</p> <p>今後も、中期計画で定められた政策医療を確実に実施し、県民に信頼される質の高い医療を提供していく。</p> <p>なお、今回の監査結果を真摯に受け止め、指摘された事項については早急に改善を図っている。</p>

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	
所 管 部 局	福祉保健部	
監査実施日	平成25年10月8日～9日、11月27日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b></p> <p>1 資金収支計算書の「財務活動による収支」の記載については、社会福祉法人会計基準第10条第4項において「資金の借入れ及び返済、積立預金の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入及び支出を記載し、財務活動資金収支差額を記載することとされているが、財務活動による収支の収入欄に前期末支払資金残高の取崩し額がその他の収入として記載されており、当該基準に準拠したものとなっていなかった。</p> <p>2 燃料の継続的な売買に係る単価契約について  (1) 軽油、灯油及びA重油の予定価格について、市場価格等から積算した算出価格に対し、契約担当者は明確な根拠がないまま軽油については4円、灯油については3円、A重油については2円、それぞれ予定価格を高く設定していた。  また、結果として軽油及び灯油については、積算した算出価格よりも割高な単価で契約していた。(きぼうの家)  (2) 軽油に係る予定価格の積算において、軽油引取税も含めて消費税及び地方消費税相当額を算出していた。(きぼうの家)  (3) レギュラーガソリン、軽油及び灯油の各契約書に予定数量の記載がなかった。(きぼうの家)</p> <p>3 新規土地購入既存施設解体工事請負契約書、新館吸収冷温水機修理他工事請負契約書及び新館吸収冷温水機溶液熱交換器取替工事請負契約書に経理規程第59条により契約書に記載すべきとされている契約保証金に関する条項が記載されていなかった。(桃源荘)</p> <p>4 レギュラーガソリンの購入契約について、支出負担行為伺いの起票及び決裁を受けず、また、契約書も作成されないまま納入させ、支出</p>	
	<p>1 本件については、平成22年に実施された監査指導室による指導監査の指導事項に基づき改善したものであったため、福祉保健総務課立会いの下、監査指導室、監査委員事務局、当事業団の3者において内容の確認を行った。  その結果、前期末支払資金残高の取り扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」に基づき行い、理事会の承認にあたっては、予算説明書に財源を明らかにする等して、予め理事会の承認を得ることとし、取崩し額をその他の収入に記載しないこととした。</p> <p>2 燃料の継続的な売買に係る単価契約について  (1) 燃料の予定価格については、一般財団法人日本エネルギー・経済研究所石油情報センターの市場価格調査機関の情報等に基づき積算する。  また、予定価格以内の単価で契約を行う。  (2) 軽油の予定価格については、軽油引取税を除いた単価で積算する。  (3) 予定数量を記載可能な場合は、記載することとした。</p> <p>3 今後は、事業団経理規程施行細則第30条の規定に基づき、「保証金の免除」を記載する。</p> <p>4 支出負担行為伺いの起票及び決裁を必ず受け、契約書を作成した後、支出する。</p>	

<p>を行っていた。(豊寿荘)</p> <p>5 物品納入、修繕等の検収について  (1) 固定資産である芝刈り機の購入において、経理規程施行細則第42条に定める納入時の納品書がなく、また請求書にも同細則第41条第2項に定める検収年月日の記載がないため、納入日の確認ができなかった。(豊寿荘)  (2) 新館吸収冷温水機応急修理工事において、同細則第41条に定める検収並びに所定書類への検収年月目及び職氏名の記載、押印が行われていなかった。(桃源荘)</p>	<p>5 物品納入、修繕等の検収について  (1) (福)山梨県社会福祉事業団経理規程に基づき適正に処理する。納品書を受け取り、検収を行う(日付及び検収者の押印又はサインを行い処理する)。  (2) 今後は、事業団経理規程施行細則第41条の規定に基づき、検収を行う。</p>
---	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県林業公社	
所管部局	森林環境部	
監査実施日	平成25年9月25日～26日、10月18日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 郵便切手及び印紙の期末残高が貸借対照表資産として計上されていなかった。</p> <p>2 流動資産に計上された現金預金のうち大定期預金で運用していた1億5千万円について、満期日到来に伴う書換の手続が遅延していた。  満期日 平成24年9月28日  書換日 平成24年10月26日</p> <p>3 委託契約書の記載に次のとおり不備があった。  (1) 自動販売機の販売委託契約書において、契約相手先を記載すべき箇所に記載がなかった。また、契約書7条の契約解除条項に「予定数量を大幅に下回る場合」と規定されているが、予定数量に関する条項がなかった。  (2) 財務規程第37条に契約に関しては山梨県の例により行うとあるが、公園整備業務委託契約書において、契約保証金に関する記載がなかった。また、警備委託契約書において、契約保証金に関する記載及び契約年月日の記載がなかった。</p>	<p>1 郵便切手及び印紙の期末残高については、平成25年度決算から資産計上を行う。</p> <p>2 大口定期預金の運用については、事務手続の不備がないように自動継続化を行った。</p> <p>3 委託契約書の記載の不備について  (1) 販売委託契約書の契約書相手先については、記載した。  また、契約解除条項については、相手先と販売予定数量及び大幅に下回る場合の、覚書を取り交わした。  (2) 今後は、契約書条項中に、契約保証金の条項を記載する。  また、警備委託契約書の契約年月日については、記載した。</p>	
<p><b>(意見)</b></p> <p>公社は、昭和40年の設立以来、主に借入金により人工林(民有林)を整備し、土地所有者と伐採収益を分け合う分収林事業を行ってきた。</p>	<p>土地所有者との変更契約については、平成26年3月20日現在で総契約件数3,377件のうち、1,522件(45.1%)の契約を締結した。</p>	



<p>借入金については、将来の販売収入で返済することとしていたが、木材価格の下落等により将来的に約 208 億円の債務超過となることが見込まれることから、県は平成 23 年 12 月に、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の計画期間とする、財団法人山梨県林業公社改革プランを策定した。</p> <p>改革プランにおいては、森林整備の方向性として、皆伐による荒廃を防ぐ観点から伐期を延長した上で、繰り返しの抜き伐りによる広葉樹林化などの森づくりを導入することとし、県民の将来債務を抑制するため、土地所有者の理解と同意を得た上で、平成 28 年度末での公社の廃止と分収林管理の県への移管、分収割合の見直し及び契約期間の延長を行うこととしている。</p> <p>公社では、県の改革プランを受け、平成 24 年 2 月に公社、県及び関係団体による林業公社改革推進協議会を県下 4 箇所に設置するとともに、平成 24 年 3 月に財団法人山梨県林業公社改革推進計画を策定して、土地所有者への説明等を進めており、平成 25 年 12 月末の変更契約実施済み件数は、総契約件数 3,377 件のうち 1,406 件（41.6%）となっている。今後、公社として残されている 3 年間ですべての変更契約が締結できるよう、関係機関と協力し鋭意努力されたい。</p> <p>改革プランを実施した場合においても、公庫等からの借入金返済のための県補助金やこれまでの県貸付金の債権放棄等により 167 億円に及ぶ多額の県民負担が見込まれている。</p> <p>今後とも、改革プランを着実に実行し、県民負担の抑制に努められたい。</p>	<p>今後も、地域の実情に精通した市町村や森林組合等で構成される林業公社改革推進協議会の協力を得ながら、土地所有者との協議を誠意を持って進め、公社の改革プランの計画期間の終わる平成28年度末には全ての変更契約が締結できるよう努める。</p> <p>また、平成25年3月に作成した森林経営計画に基づき、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を適切に行い、将来的な森林資源の充実と作業の効率化を図り、分収林の価値の向上に努める。</p>
---	--

監査対象団体	公益財団法人 小佐野記念財団
所 管 部 局	観光部
監 査 実 施 日	平成25年8月28日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b></p> <p>1 財務諸表について、次のとおり誤りがあった。</p> <p>（1）貸借対照表において、指定正味財産3億円が一般正味財産として記載されていた。また、基本財産への充当額及び特定資産への充当額の内書が記載されていなかった。</p> <p>（2）財務諸表の注記において、「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」及び「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」が記載されていなかった。</p>	<p>1 貸借対照表及び財務諸表の注記における該当箇所を修正したうえで、第三回理事会（平成26年1月29日）に諮り承認を受けた。第二回評議員会にも諮り、平成26年3月31日に承認を受けた。</p> <p>今後は公益法人会計基準に従い、適切な会計書類の作成に努める。</p>

<p>2 国債で運用し、平成 24 年 6 月 20 日に満期償還された基本財産 1 億円について、新たな運用先として平成 24 年 11 月 19 日に、地方公共団体金融機構債を 1 億円購入しているが、償還資金はその間普通預金に滞留しており、運用方法の検討と実施が遅延していた。</p> <p>3 作文コンクールに係る副賞等購入費用の支払（銀行振込）において、事務処理規程第 26 条で債権者に支払うときは、必ず領収書を提出させなければならないと規定しているが、領収書（振込金受取書）が保管されていなかった。</p>	<p>2 今後は、満期償還の債券については、償還前に運用方法を検討し、速やかに実施するように努める。</p> <p>3 今後は領収書の適切な保管に努めるとともに定期的に経理書類のチェックに努める。</p>
<p><b>（意見）</b></p> <p>基本財産の一部を円建外貨債で運用していた。財団が運用している円建外貨債は、元本の保証（円建での元本償還）があるとはいえ、利率は半年ごとに米ドル/円為替レートにより決定される変動利率であり、為替レートによっては各年度の運用収入に著しい変動を生じるおそれがある。また、為替レートの状況如何に関わらず財団には解約権がなく発行主体にのみ解約権があり、償還期限が 25 年と長期に及んでいること等を考慮すると、運用収入を財源として実施されている公益目的事業が、継続的、安定的に行われ得るのか懸念されるところである。</p> <p>基本財産の運用については、定款第 5 条第 2 項の趣旨を尊重して慎重な運用に留意されたい。</p>	<p>円建外貨債については平成 26 年 1 月 17 日に解約され、国債への運用に切り替えた。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会	
所管部局	農政部	
監査実施日	平成 25 年 9 月 19 日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
<p><b>（指導事項）</b></p> <p>所得税の源泉徴収において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>（ 1 ）土地家屋調査士報酬支払時に所得税の源泉徴収をしていなかった。</p> <p>（ 2 ）講師に対して別途支払いをした旅費について所得税の源泉徴収をしていなかった。</p>	<p>いずれも甲府税務署の指導により、修正した。</p> <p>今後、事務処理や手続き上のミスあるいは不手際がないよう十分に注意する。</p>	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県体育協会
所 管 部 局	県土整備部、教育委員会
監査実施日	平成25年9月2日～3日、10月11日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b></p> <p>1 法人税の決算報告書の収支差額、他会計繰入支出等が、決算書と433,351円相違していた。</p> <p>2 未収金に、長期滞留未収金として、「体育史第3巻」の平成20年度販売分に係る未収金90,000円があった。</p> <p>3 貸借対照表に貯蔵品として計上している「体育史第3巻」（549冊、6,039,000円）について、発行から5年近くが経過している。販売できる見込みがなければ会計上除却し、平成25年度の決算では、貯蔵品として計上すべきではない。</p> <p>4 退職給付引当金について、中小企業退職金共済への積立額を控除して年度末の必要額を引当金計上しているが、当該共済から支払われる運用益分については控除されていなかった。そのため、退職給付引当金が、1,888,100円過大計上されていた。</p> <p>5 事務決裁規程第5条第1項第9号により1件100万円以上の支出命令は事務局長の専決事項と定められているが、事務局長の決裁が行われずに支出されているものがあった。（2件、小瀬スポーツ公園） また、同規程第6条第1項第9号により1件100万円未満の支出命令は事務局次長の専決事項と定められているが、事務局次長の決裁が行われずに支出されているものがあった。（1件、本栖湖青少年スポーツセンター）</p> <p>6 有料公園施設利用料金の現金収納金について、会計規程第8条に定められた日々の現金残高が確認できる現金出納帳が作成されていなかった。（緑が丘スポーツ公園）</p> <p>7 利用料金の現金収納金について、会計規程第27条に定められた保管限度期間を超過しているものがあった。（八代射撃場・境川競技場）</p> <p>8 県補助金の過剰受領6,206,210円があり、運用利息と併せ6,236,730円を県に返還していた。</p>	<p>1 平成25年度決算時に修正申告する。</p> <p>2 引き続き冊子販売代金の回収に努めるが、未収金については、平成25年度末に損失処理する。</p> <p>3 処理方針を検討し、指摘のとおり処理する。</p> <p>4 平成25年度決算時に中小企業退職金共済への積立額と、この積立額に対する積立開始年度からの運用益分を控除した額を退職給付引当金に計上し、退職給付引当金の過大計上を解消した。</p> <p>5 決裁の確認を今まで以上に注意していく。</p> <p>6 現金出納帳を作成した。</p> <p>7 適正に行うよう改善した。</p> <p>8 再発防止に取り組む。</p>

9 グローイング山梨ジュニアアスリートトータルサポート事業について、補助金額は補助対象経費の3分の1となっているが、実績額の算定の際に千円未満の端数金額を切り上げており、補助金額が3分の1を超えているものがあった。	9 平成25年度はすでに交付決定後のため、平成26年度から適正に処理する。
10 有料公園施設利用許可申請書の中に、申請日が利用日より後の日付のものがあった。(緑が丘スポーツ公園)	10 利用の前に、利用許可申請書を提出してもらうよう徹底する。

監査対象団体	財団法人 山梨県富士川地域地場産業振興センター	
所管部局	観光部	
監査実施日	平成25年7月16日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	(指導事項) 1 減価償却引当資産及び修繕等引当資産を計上していたが、計上根拠が不明であった。  2 消費税及び法人税が貸借対照表に未払金として計上されていなかった。	1 減価償却引当資産及び修繕等引当資産を計上した計上根拠を明確に記載する。  2 消費税及び法人税を貸借対照表に未払金として計上する。

監査対象団体	財団法人 山梨県郡内地域地場産業振興センター	
所管部局	観光部	
監査実施日	平成25年7月24日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	(指導事項) 1 郵便切手及び郵便はがきの期末残高が貸借対照表に資産として計上されていなかった。  2 平成24年度に貸倒処理をした未収入金(平成19年度～平成20年度の施設使用料及び施設警備料の未徴収分)のうち1先111,520円について、平成22年度以降、督促等の交渉記録が整備されていなかった。	1 郵便切手及び郵便はがきの期末残高を貸借対照表に資産として計上する。  2 督促等をおこなった場合、交渉記録を作成する。

監査対象団体	第28回国民文化祭山梨県実行委員会	
所管部局	企画県民部	
監査実施日	平成25年12月18日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	(指導事項) 1 富士の国やまなし国文祭開幕200日前イベントで使用する造形遊び資材購入において、経費	1 事務局員全員に対し、経費の支払いに遅延がないよう徹底した。また、経理担当事

<p>の支払が遅延しているもの及び執行伺いの支出限度額を超えて支出をしているものがあった。</p> <p>2 会計規程第25条に、契約に関しては山梨県の例により行うとあるが、契約の履行確認において、検査調書の作成又は請求書、納品書等に検査検収を行った旨の記載が行われていないものが多数あった。</p> <p>3 富士の国やまなし国文祭の都内報道機関へのPRに参加した者への謝金について、給与所得として源泉徴収されておらず、所得税法第204条による報酬・料金等として源泉徴収されていた。</p> <p>4 請求年月日の記載がない請求書により、支出しているものがあった。(2件)</p> <p>5 平成24年度において、臨時職員(当時)による187,320円の不正出金という現金事故があった。</p>	<p>務局員に対し、複数の職員で執行伺いと支出票の突き合わせを徹底するよう指示した。</p> <p>2 事務局員全員に対し、検査調書の作成又は請求書、納品書等に検査検収を行った旨の記載を確実にを行うよう徹底した。</p> <p>3 甲府税務署長あてに、源泉所得税及び復興特別税の振替願い及び源泉所得税及び復興特別税の誤納額還付請求書を提出したところ、超過額が当実行委員会に還付されたため、該当者に還付を行った。</p> <p>4 事務局員全員に対し、請求書の請求年月日を確認し、未記載の場合は、相手方に記載をさせた後に、支出を行うよう徹底した。</p> <p>5 再発防止策として、次の事項を事務局員に徹底した。  (1) 公印の管理についてチェック体制を強化。  (2) 実行委員会経費の現金管理についてチェック体制を強化。  (3) 実行委員会名義の口座が多額の預金とならないよう、資金管理の徹底。  (4) 債権者の協力を得て、「現金支払い」から「口座振込」に支払い方法の変更。  (5) 全事務局員に対して、法令遵守と公務員倫理に関する研修の実施。</p>
--	--

監査対象団体	山梨県海外放送コンテンツ推進協議会
所管部局	観光部
監査実施日	平成25年10月28日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p><b>(指摘事項)</b></p> <p>海外メディア戦略推進事業費補助金は、山梨県海外放送コンテンツ推進協議会(事務局は、(公社)やまなし観光推進機構及び山梨県)が行なう事業に対する補助金であるにもかかわらず、当該補助金に係る収入及び支出について、協議会とは別の団体である(公社)やまなし観光推進機構の預金口座において受け払いがされ、同機構の収入及び支出として経理されていた。</p>	<p>本事業については、平成22年から3ヶ年の事業として終了したが、会計の峻別について基本的な認識が不足していたため、今後の再発防止に十分留意する。</p> <p>補助対象経費に該当するかどうかの確認できる書類については、実績報告書への添付を失念してしまったものであり、実際には「番組制作及び放送管理費の実績内訳」により、事業経費が補助対象経費に該当す</p>

<p>また、当該補助金の実績報告書に添付されている収支決算書において、テレビ番組制作・放送管理費の実績額（5,000,000円×2件＝10,000,000円）の内訳の記載がなく、事業経費が補助対象経費に該当するかどうか、経費配分の変更があったかどうかについて確認できる書類が整理されていなかった。</p>	<p>ること及び経費配分の変更が当該補助金交付要綱第8条に規定する20%以内の変更であることを確認していた。</p> <p>なお、現在は上記確認書類の添付は補完している。</p>
--	---

監査対象団体	公益社団法人 やまなし観光推進機構	
所管部局	観光部	
監査実施日	平成25年10月28日、12月20日	
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）	
<p><b>（指摘事項）</b></p> <p>海外メディア戦略推進事業費補助金は、（公社）やまなし観光推進機構とは別の団体である山梨県海外放送コンテンツ推進協議会（事務局は、機構及び山梨県）が行なう事業に対する補助金であるにもかかわらず、当該補助金に係る収入及び支出について、機構の預金口座において受け払いがされ、機構の収入及び支出として経理されていた。</p>	<p>この事業については、平成22年から3ヶ年の事業として終了したが、会計の峻別について基本的な認識が不足していたため、今後の再発防止に十分留意する。</p>	
<p><b>（指導事項）</b></p> <p>1 信玄公祭り実行委員会に対して、平成24年度信玄公祭り補助金（26,947,000円）を概算払いしていたが、支出に係る伺いが起案、回議されていなかった。</p> <p>2 平成24年度やまなし観光推進機構事業費補助金の実績額の算出において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>（1）基本給が月額で定められている臨時職員の時間外勤務手当について、当該基本給を基礎とした時間当たり単価により算出せず、月額基本給の額を決定する上で参考とした賃金日額を元に算出していたため、実績額が過少となっていた。</p> <p>（2）賞与に係る社会保険料について、賞与の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額を標準賞与額として保険料率を乗ずべきところ、端数を切り捨てない額に保険料率を乗じて算出していたため、実績額が過大となっていた。</p>	<p>1 支出伝票の決算時に支出に係る伺いの添付を徹底し、再発防止に十分留意する。</p> <p>平成25年度は適正な処理手続きに改善済み。</p> <p>2 平成24年度やまなし観光推進機構事業費補助金の実績額の算出の誤りについて</p> <p>（1）時間外勤務手当の算出について基本的知識の習得に努め適正な支出を確保する。</p> <p>臨時職員の基本的な時間外単価の求め方を次のとおり定め当該年度の過少分については再計算し、本人に適正額を精算した。</p> $\text{月額給料} \div (\text{年間勤務日数} \div 12 \text{ヶ月}) \div 1 \text{日の労働時間} \times 1.25$ <p>（2）算出表の確認及び支払時における確認を行い適正な算出を徹底する。過去5年間に遡り補助金の過大分について、再計算し県に返金する。現在精算手続き中で、平成25年度中に完了。</p>	

監査対象団体	一般財団法人 山梨県消防協会	
所 管 部 局	総務部	
監査実施日	平成25年9月11日、10月11日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b></p> <p>1 清掃業務請負契約（契約額493,500円）において、1者からの見積書徴取による随意契約により契約していたが、競争入札によらず随意契約による場合の基準をはじめとして契約を行う上での規範とすべき事項が経理規定等に規定されていなかった。</p> <p>2 平成25年3月期の消費税および地方消費税の確定申告において、消防操法大会助成金等（計330,000円）を課税仕入れに計上したため控除対象仕入税額に誤りがあり、納税額が過少となっていた。</p>	<p>1 指摘を受けた清掃業務請負契約については複数の者から見積書を徴取することとし、平成26年度の契約から実施した。      今後は、県に準じて原則として複数の者から見積書を徴取するなど適切な契約手続を行っていく。</p> <p>2 指摘を受けて平成25年9月18日付けで消費税および地方消費税の修正申告を甲府税務署に行うとともに不足額を納付した。      今後は適切に課税計算の処理をしていく。</p>

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	
所 管 部 局	福祉保健部	
監査実施日	平成25年10月7日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b></p> <p>甲府市及び富士川町で実施した要援護者避難訓練及び福祉避難所設置運営訓練の会場設営のために賃借した物品について、賃借料が10万円以上となっていたが、経理規程施行細則第22条第3項に規定されている見積合わせを行っていないかった。</p>	<p>所属長等を通じ、職員に対し経理規程施行細則等の順守を徹底するよう指示がなされ、職員の意識付けを図った。      支払伝票の決裁を受ける際、証憑書類には見積合わせ実施の起案及びその結果である採否を記した見積書の写しを添付するよう徹底し、適正な業務遂行をすべく、チェック機能を強化させている。</p>

監査対象団体	公益財団法人 キープ協会	
所 管 部 局	森林環境部	
監査実施日	平成25年9月30日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>（指導事項）</b></p> <p>清掃業務委託契約（契約額2,341,764円）において、稟議書による契約締結のための決裁が、契約締結後に行われていた。また、1者からの見積書徴取による随意契約により契約していたが、競争入札によらず随意契約による場合の基準をはじめとして、契約を行う上で規範とすべき事項が経理規定等に明確に規定され</p>	<p>指摘のあった契約について、今後は適切な契約事務を行う。      また、事務手続の規範となる経理規定を今年6月の理事会で改定する予定。</p>

ていなかった。	
---------	--

監査対象団体	株式会社 清里丘の公園
所管部局	企業局
監査実施日	平成25年10月8日、11月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p><b>（指導事項）</b></p> <p>1 カート点検費用及び協議会負担金について、決算日時点で未払いであったが、貸借対照表に未払金として計上されていなかった。</p> <p>2 アクアリゾート内レストランの委託業務に係る平成17年度の未収入金1,044,786円（施設使用に伴う光熱水費）が回収困難となっていた。</p>	<p>1 今後の処理においては、未払金の計上漏れがないよう留意し、対応を行っていく。なお、当該支払いについては、請求書が届いた後に速やかに行った。</p> <p>2 債権発生時より、相手方への連絡を取り、支払いの催促を行っているが、現在も回収ができていない状況である。今後も引き続き、請求を行い、支払いを行わせるよう対応していく。</p>